

出雲市宿泊税制度に関する基本方針（案）について

本市では、令和7年7月に「出雲市新たな観光財源検討委員会」（委員長 奥谷 健 広島修道大学教授、10名）を設置し、「出雲市の観光振興のための新たな安定財源の導入について」諮問し、これまで計5回にわたり熱心に議論を重ねていただきました。

この度、令和8年8月10日に検討委員会から市長へ答申があり、これを踏まえた宿泊税制度に関する基本方針（案）をまとめましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 出雲市新たな観光財源検討委員会の答申内容

答申書（資料1のとおり）

2. 出雲市宿泊税制度に関する基本方針

出雲市宿泊税制度に関する基本方針（案）（資料2のとおり）

3. パブリックコメントの実施について

基本方針（案）に対するパブリックコメントを「出雲市パブリックコメント制度実施要綱」に基づき募集します。

実施期間

令和8年10月1日～11月2日

4. 今後のスケジュール（案）

- | | |
|------------------------------------|--|
| (1)検討委員会答申内容及び
宿泊税制度の基本方針（案）の報告 | 令和8年9月議会（全員協議会） |
| (2)パブリックコメント | 令和8年10月1日～11月2日 |
| (3)パブリックコメントの結果及び
宿泊税制度の基本方針の報告 | 令和8年12月議会 |
| (4)条例案提出 | 令和9年3月議会
・宿泊税条例
・市税条例の一部改正（入湯税の課税要件について） |
| (5)令和9年度以降 | |
| ・総務省協議（3～4か月） | |
| ・施行期日決定 | |
| ・広報、周知及び準備期間（8～10か月） | |
| ・宿泊税条例施行 | |

【参考】出雲市新たな観光財源検討委員会からの報告書（別冊1）

令和 8 年(2026) 8 月 1 0 日

出雲市長 飯 塚 俊 之 様

出雲市新たな観光財源検討委員会

委員長 奥谷 健

新たな観光財源のあり方に関する検討について（答申）

出雲市の観光振興のための新たな安定財源の導入について、令和 7 年(2025) 7 月 3 0 日付け観光第 271 号で本委員会に諮問され、検討を重ねてきた結果について、下記のとおり答申します。

記

1. 答申

ア 観光振興のための新たな観光財源の必要性

出雲市が出雲市観光基本計画に基づき更なる観光振興を図るには、そのために必要な経費を賄うに足る新たな観光財源が必要である。

イ 導入する新たな観光財源

- ・ 主要な財源としては、法定外目的税としての宿泊税の導入が妥当である。
- ・ 補完する財源としては、市営駐車場の有料化及び料金改定を検討すべきである。
- ・ 寄附金・協力金についても活用を検討されたい。

ウ 出雲市における宿泊税の制度概要

主要な新財源としての宿泊税の制度概要は次のとおりとする。

課税客体	市内に所在する宿泊施設における宿泊行為
納税義務者	宿泊者
徴収方法	宿泊事業者による特別徴収
課税標準	宿泊数
課税方式	一律定額制
税率	1人1泊につき200円
免税点	1人1泊につき5,000円未満の宿泊には課税しない
課税免除	対象を修学旅行に限定する
その他	・ 宿泊事業者への負担軽減措置について検討されたい ・ 入湯税における課税免除の対象を可能な限り本税と一致させることが望ましい

エ 宿泊税の使途

出雲市観光基本計画に基づいて実施される新規事業（既存事業の拡充分を含む）の経費を中心に充当することが妥当である。活用実績を適宜周知し、透明性を確保する必要がある。

オ 宿泊税の導入時期

宿泊税の導入については、宿泊事業者の事務負担に十分配慮しつつ、必要な手続きを経た上で、速やかに決定することが望ましい。その上で、徴収開始までに十分な周知を図ることを求める。

検討の過程については、「出雲市新たな観光財源検討委員会 報告書」を添え、報告いたします。

出雲市宿泊税制度に関する基本方針（案）について

出 雲 市

1 宿泊税導入の必要性和目的

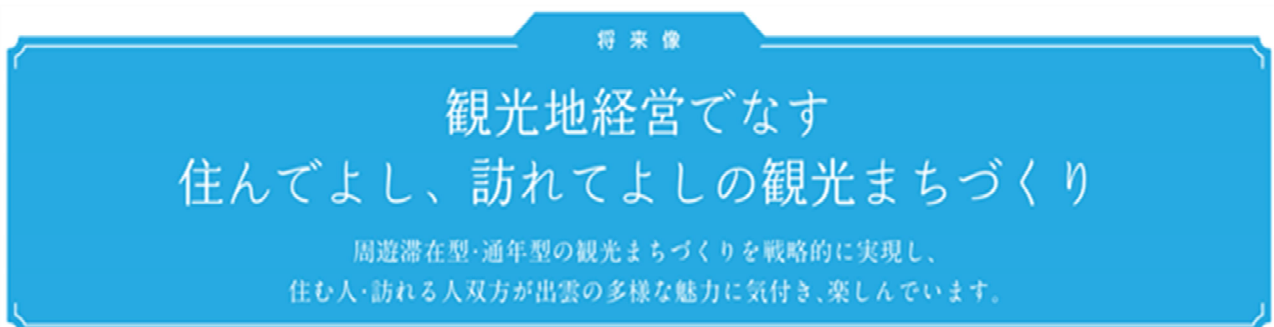
人口減少・少子高齢化が進展する我が国において、国内外からの交流人口増加と旅行消費拡大により大きな経済効果をもたらす観光業は地方創生の鍵だと考えられています。観光地として高いブランド力を有する出雲市としては、この成長産業である観光業をますます振興していく必要があると考えています。

こうした中、出雲市では、幅広い関係者が一体となって観光まちづくりに取り組む羅針盤とするため、令和7年3月に「出雲市観光基本計画」を策定しました。この観光基本計画の推進に取り組むには、安定した財源が必要です。そこで、出雲市では外部有識者等による答申も踏まえ、安定した財源を継続的に確保するため、法定外目的税である宿泊税の導入を目指すことにしました。

また、宿泊税の導入目的については、観光基本計画がめざす将来像の実現に資するものとして、次のとおり設定します。

まず、観光基本計画では、目指す将来像を以下のように定めています。

【出雲市観光基本計画がめざす将来像】



この将来像の実現に向け、外部有識者等による答申も踏まえて検討した結果、宿泊税の導入目的を以下のとおり整理しました。

【宿泊税の導入目的】

出雲市が未来に向かって、住んでよし、訪れてよしの観光まちづくりを戦略的かつ持続的に推進していく財源を確保するため宿泊税を導入する

2 宿泊税制度の考え方

(1) 税率について

税率は、宿泊者1人1泊につき、200円とします。

200円にした場合、市営駐車場使用料金の改定など補完する財源もあわせることにより、概ね必要な財政需要額を満たすことができます。

また、宿泊事業者の徴収事務の簡素化、事務負担軽減及び隣接自治体との均衡を考慮し、200円の一律定額制を導入したいと考えています。

(2) 免税点について

宿泊料金が1人1泊につき5,000円未満の場合は課税しません。

外部有識者等により構成される出雲市新たな観光財源検討委員会から、「免税点は、低廉な宿泊料金で宿泊する者への配慮の必要性に鑑み、設定することが望ましい」との答申がありました。

このことを踏まえ、免税点（その金額を下回った場合に課税しない）を設定します。金額は、隣接自治体との均衡を考慮し、5,000円とします。

これにより、5,000円未満の宿泊料金で宿泊する場合は、課税しない制度とすることを考えています。

なお、この場合の宿泊料金とは、飲食代や消費税を含まない素泊まり料金です。

(3) 課税免除について

修学旅行に係る宿泊には課税しません。

税負担の公平性と、教育上の観点から、公益性を有する修学旅行に限定し、課税を免除とすることを考えています。

対象は、学習指導要領に基づく学校行事（修学旅行・集団宿泊等）で宿泊する学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の児童・生徒・学生とその引率者を考えています。

3 宿泊税の使途の考え方

宿泊税の使途の考え方は、導入目的と観光財源検討委員会の検討結果を踏まえ、次のとおりとします。

出雲市観光基本計画に基づいて実施される新規事業（既存事業の拡充分を含む）の経費を中心に充当する

観光基本計画に基づき実施する戦略は次の4つです。

戦略A データマーケティングの推進に係る「マーケティング力強化戦略」

（例）マーケティング戦略策定・DMOアンケート実施

事業者への伴走支援を含むデータに基づくマーケティングの推進 など

戦略B 地域資源の魅力化や受入基盤充実等に係る「観光まちづくり戦略」

（例）宿泊機能の強化のための事業者支援の実施

周遊滞在促進のための旅行商品造成・販売 など

戦略C 情報発信等に係る「誘客・ファン拡大戦略」

（例）出雲ファン獲得のための情報発信

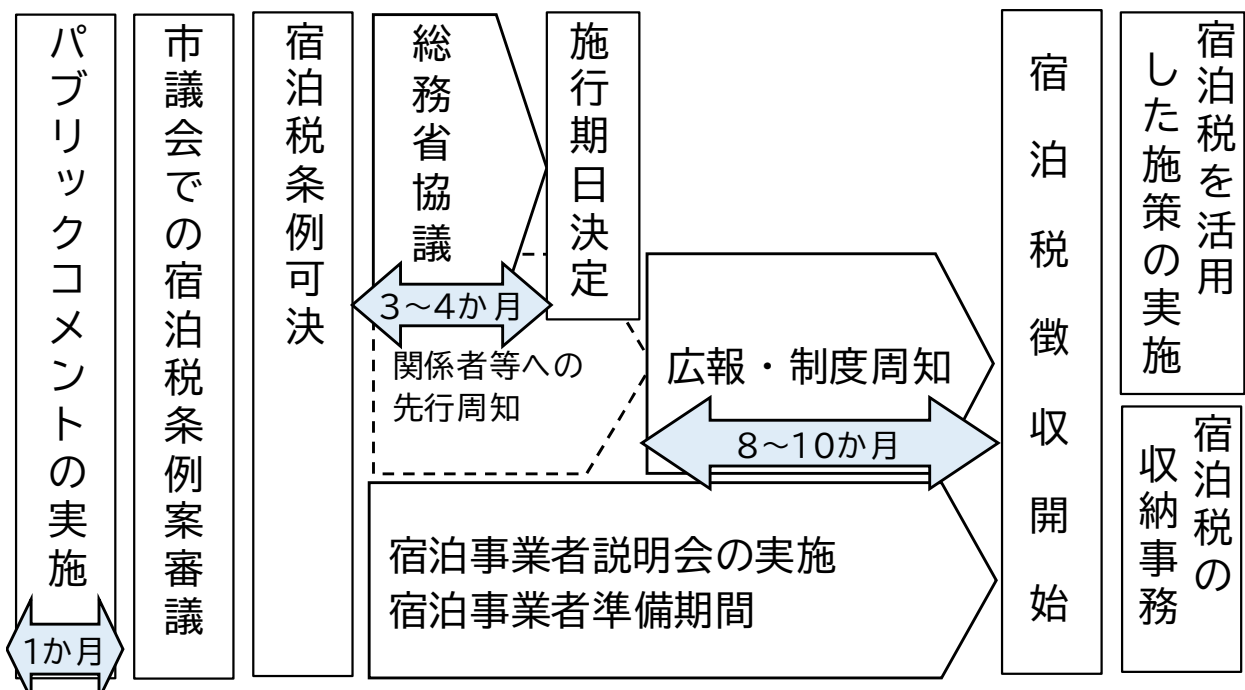
インバウンドターゲット国へのプロモーション など

戦略D 観光振興のための組織体制強化に係る「観光地経営体制・人づくり戦略」

（例）DMOを中心とした観光地経営体制の構築

地域との協働体制の構築 など

4 今後のスケジュール（想定）



出雲市宿泊税制度の概要（案）

区 分	概 要
名称	出雲市宿泊税（条例で定める法定外目的税とする）。
課税の目的	未来に向かって、住んでよし、訪れてよしの観光まちづくりを戦略的かつ持続的に推進していくための施策に要する費用に充てるため、地方税法(昭和25 年法律第 226 号)第 5 条第 7 項の規定に基づき、宿泊税を課する。
課税客体	市内に所在する次の施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者等	宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課する。 宿泊とは「寝具」を使用し、「宿泊料金」を払う場合をいう。
税率	宿泊者 1 人 1 泊につき、200 円とする。
免税点	宿泊料金が宿泊者 1 人 1 泊につき 5,000 円未満の宿泊に対しては、課税しない。
課税免除	次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。 (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の規則で定める学校行事により宿泊するもの (2) 上記の引率者
徴収の方法	特別徴収の方法による。
特別徴収義務者	旅館業等の経営者又は宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者とする。
申告納入等	(1) 毎月末日までに、前月 1 日から同月末日までの宿泊税に係る宿泊数、税額を申告し、納入するものとする。 (2) 規則で定める要件を満たし、市長が認めた場合は、3 か月ごとの申告納入とする。
罰則・過料	帳簿の記載および書類の作成義務違反等に関する罪 （罰則の内容は、検察庁との協議による） 納税管理人に係る不申告に関する過料
検討	施行後 3 年を経過した場合において、宿泊税に係る制度について検討を加え、所要の措置を講ずる。その後においても 5 年ごとに同様の検討を行う。

参考１：他自治体の宿泊税導入状況

(1) 宿泊税とは

特定の政策課題の財源とするため、自治体が独自に条例で定め、課税することができる法定外目的税（地方税法第 731 条）で、近年、観光振興の推進に向け、全国で導入が広がっている。

令和 8 年 7 月現在の導入状況は以下のとおり。

(2) 宿泊税導入済自治体

都道府県	東京都、大阪府、福岡県ほか 4 県
市町村	京都市、金沢市、倶知安町（北海道）ほか 37 市町村

(3) 宿泊税導入について総務大臣が同意している（導入が決定している）自治体

都道府県	沖縄県
市町村	那須町（栃木県）、宮崎市、石垣市ほか 10 市町

参考２：検討経過

1. 出雲市新たな観光財源検討委員会における検討

出雲市観光基本計画を推進する財源を検討するため、学識経験者や市内経済団体、宿泊事業者等による「出雲市新たな観光財源検討委員会」を設置し以下のとおり検討を行った。

第 1 回 令和 7 年 7 月 30 日	新たな観光財源の必要性について
第 2 回 令和 7 年 9 月 16 日	観光戦略の推進に必要な財政需要について 新たな観光財源の選定について
第 3 回 令和 7 年 11 月 20 日	宿泊事業者アンケート結果について 宿泊税の課税要件について 駐車場料金のあり方について
第 4 回 令和 8 年 3 月 17 日	宿泊事業者説明会の実施状況について 宿泊税の課税要件について
第 5 回 令和 8 年 7 月 2 日	宿泊事業者アンケート結果について 出雲市新たな観光財源検討委員会答申書(素案)について

2. 宿泊事業者からの意見聴取

(1) 宿泊事業者に対するアンケートの実施

宿泊事業者アンケートを 2 回実施し、宿泊税についての宿泊事業者の考えや宿泊の実態、制度のあり方について意見を聞いた。

1 回目：令和 7 年 10 月、2 回目：令和 8 年 4 月～5 月

(2) 宿泊事業者説明会の実施

宿泊事業者に市の観光施策や宿泊税の必要性等の説明を行い、意見交換を行った。

令和 8 年 1 月～2 月、全 8 回

出雲市新たな観光財源検討委員会
報告書

令和 8 年 8 月

出雲市新たな観光財源検討委員会

目次

第1	はじめに	・・・	3
第2	報告の概要	・・・	4
第3	出雲市における観光の現状	・・・	5
1	我が国及び出雲市にとっての観光業の位置付け		
2	観光入込客数の推移		
3	観光宿泊客延べ数・宿泊施設の収容人数の推移		
4	観光消費額・生産波及効果		
5	繁閑差		
6	インバウンド客の推移		
7	財源		
第4	「出雲市観光基本計画」における基本理念・将来像・戦略	・・・	10
第5	新たな観光財源を充当すべき財政需要額の算定について	・・・	11
1	基本的な考え方		
2	更なる観光振興に必要な財政需要額の算定		
第6	財政需要額を充足する新たな観光財源についての検討	・・・	14
1	主要な観光財源とその内容		
2	主要な観光財源に対する分析		
3	対象行為の候補について		
4	採用すべき新たな観光財源に係る基本的な考え方		
5	駐車場の財源化に係る検討		
第7	宿泊税に係る検討	・・・	20
1	宿泊税の導入目的及び用途		
2	宿泊事業者の実態把握と意見聴取		
3	課税要件の検討		
4	特別徴収義務者の負担軽減		
5	活用実績の周知		
6	制度の検証		
7	宿泊税の導入時期		
参考1	委員名簿		
参考2	出雲市新たな観光財源検討委員会設置条例		
参考3	検討経過		
参考4	事業者アンケート結果＜抜粋＞		
参考5	その他		

第1 はじめに

出雲市では、令和7年3月に「出雲市観光基本計画」（以下、「基本計画」という）を策定している。この基本計画は、出雲市が観光振興に取り組む際の基本理念や将来像を示したうえで、事業内容と推進体制の戦略を立案し、幅広い関係者が一体となって観光地域づくりに取り組むための羅針盤とすべく定めたものである。

基本計画に基づき戦略を持続的に推進していくためには、安定的な財源確保が必要であり、その検討を行うことも基本計画の中で謳われている。そこで、出雲市は出雲市新たな観光財源検討委員会設置条例を制定、同条例に基づき令和7年7月「出雲市新たな観光財源検討委員会」（以下、「本委員会」という）を設置した。

以上の経緯を踏まえ、本委員会では、出雲市長からの諮問事項「出雲市の観光振興のための新たな安定財源の導入について」検討し、その結果を報告することとする（以下、「本報告」という）。

なお、出雲市観光の現状や基本理念・将来像といった基本計画に記載のある事項について本委員会で改めて検討することはない。その記載を前提に、本委員会も同一の認識に立って検討を行った。

第2 報告の概要

最初に、諮問事項「出雲市の観光振興のための新たな安定財源の導入について」に対する本報告の概要を提示する。

ア 観光振興のための新たな観光財源の必要性

出雲市が基本計画に基づき更なる観光振興を図るには、そのために必要な経費を賄うに足る新たな観光財源が必要である。

イ 導入する新たな観光財源

- ・ 主要な財源としては、法定外目的税としての宿泊税の導入が妥当である。
- ・ 補完する財源としては、市営駐車場の有料化及び料金改定を検討すべきである。
- ・ 寄附金・協力金についても活用を検討されたい。

ウ 出雲市における宿泊税の制度概要

主要な新財源としての宿泊税の制度概要は次のとおりとする。

課税客体	市内に所在する宿泊施設における宿泊行為
納税義務者	宿泊者
徴収方法	宿泊事業者による特別徴収
課税標準	宿泊数
課税方式	一律定額制
税率	1人1泊につき200円
免税点	1人1泊につき5,000円未満の宿泊には課税しない
課税免除	対象を修学旅行に限定する
その他	・ 宿泊事業者への負担軽減措置について検討されたい ・ 入湯税における課税免除の対象を可能な限り本税と一致させることが望ましい

エ 宿泊税の用途

基本計画に基づいて実施される新規事業（既存事業の拡充分を含む）の経費を中心に充当することが妥当である。活用実績を適宜周知し、透明性を確保する必要がある。

オ 宿泊税の導入時期

宿泊税の導入については、宿泊事業者の事務負担に十分配慮しつつ、必要な手続きを経た上で、速やかに決定することが望ましい。その上で、徴収開始までに十分な周知を図ることを求める。

以下では、ここに提示した内容の詳細やこの概要を提示するに至った理由・背景等をおおむね本委員会の検討の経過に沿って記載する。

第3 出雲市における観光の現状

1 我が国及び出雲市にとっての観光業の位置付け

人口減少・少子高齢化が進展する中で、国内外からの交流人口と旅行消費の拡大による経済効果をもたらす観光業は我が国にとって地方創生の鍵だと考えられている。そして、観光地としてのブランド力を有する出雲市にとっても、この観光業は、極めて重要な成長産業だとされている。

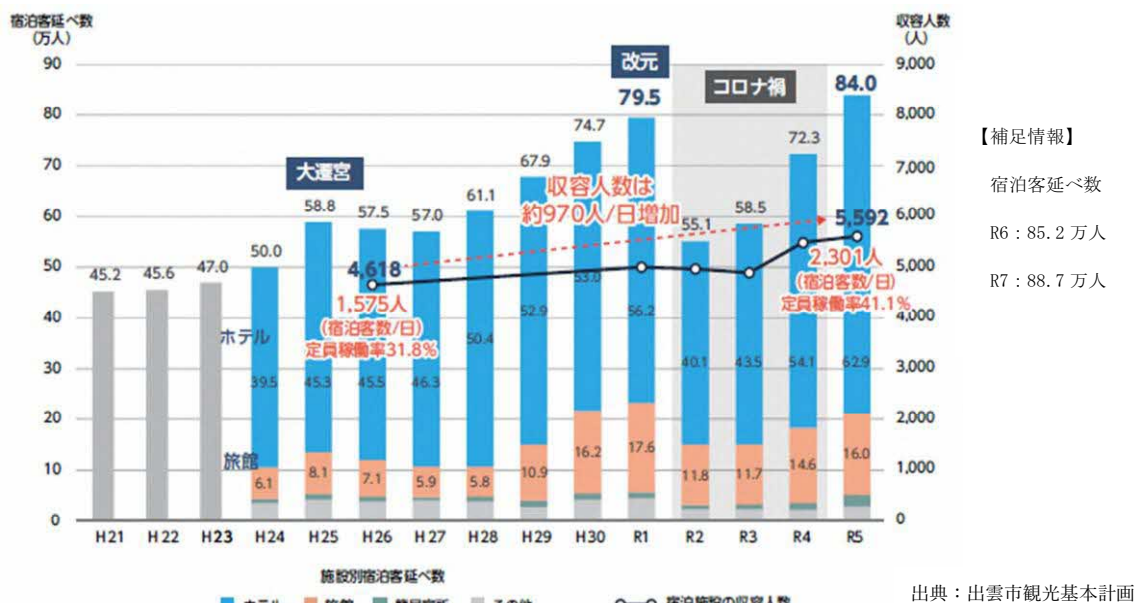
2 観光入込客数の推移



出雲市における観光入込客数は、出雲大社の平成の大遷宮「本殿遷座祭」が行われた平成 25 年(2013)に大幅に増加し、それ以降、コロナ禍を除いて 1,100 万人以上で推移している。

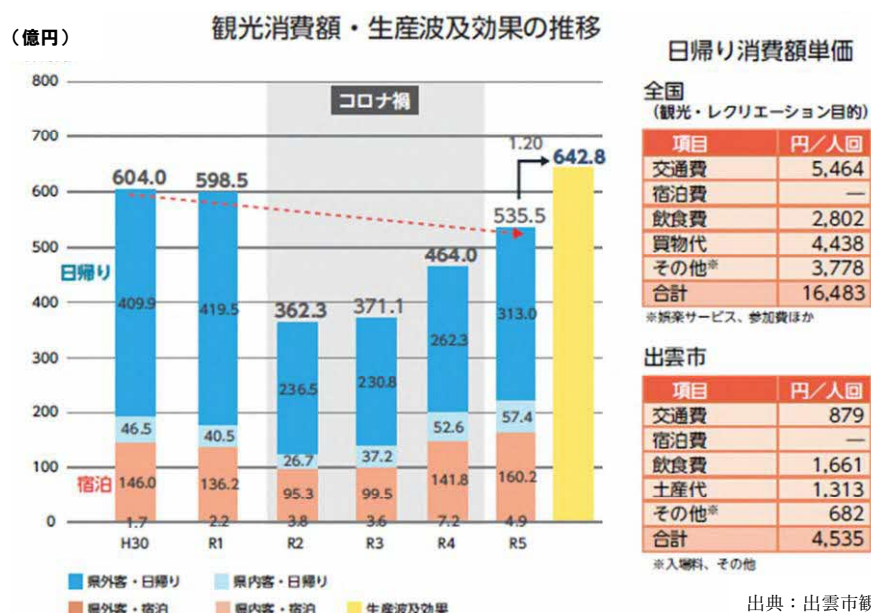
出雲大社周辺入込客数についても大遷宮以降 600 万人台で推移し、令和 5 年(2023)は 711 万人と平成 25 年(2013)に次ぐ入込客数となった。

3 観光宿泊客延べ数・宿泊施設の収容人数の推移



出雲市における宿泊客延べ数は、大遷宮以降、主にホテルや旅館などの客室数の増加に伴い、着実に増加しており、令和5年(2023)には過去最高の84万人となった。もっとも、基本計画では新規立地に伴う収容人数の増加量を考慮すると、既存施設における宿泊客数の伸びは小さく、新たな需要を創出できていない可能性があると考えられている。

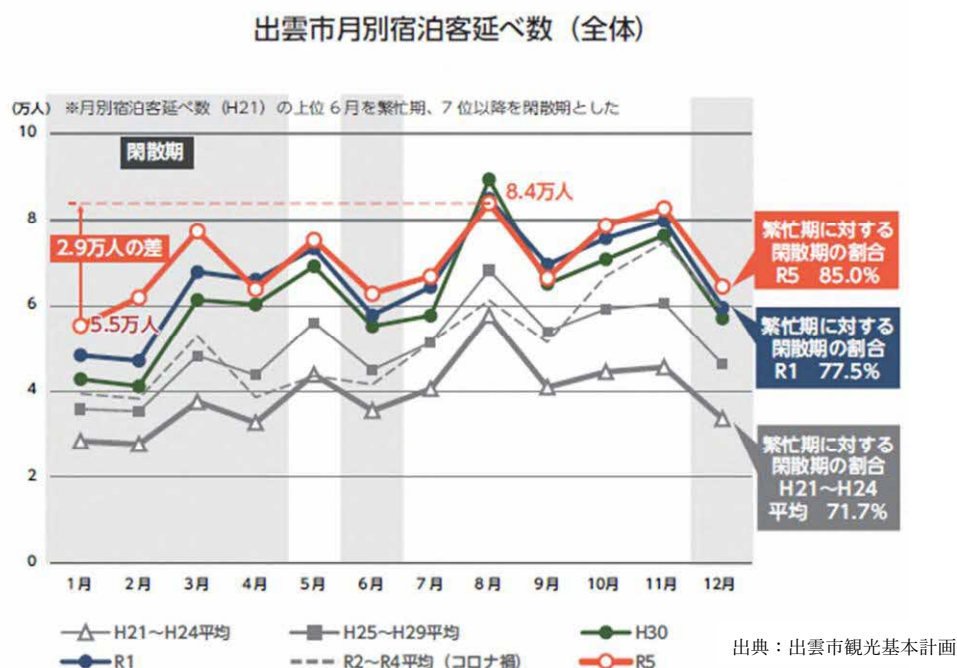
4 観光消費額・生産波及効果



観光消費額(出雲市来訪者の県内消費額)は平成30年(2018)以降減少傾向にあり、コロナ禍を除くと500~600億円台で推移している。生産波及効果は約1.2

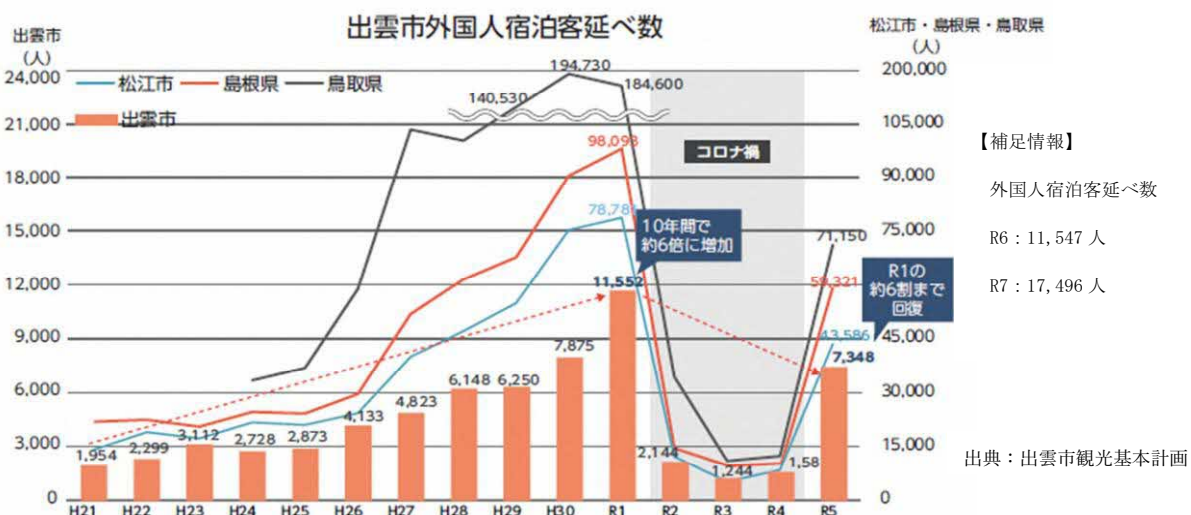
倍となっており、基本計画では国の約 1.9 倍(令和元年(2019))と比較すると、拡大の余地があると考えられている。また、消費額単価も、全国平均と比較すると金額規模が小さく、更なる消費拡大の余地があると思われる。

5 繁閑差



出雲市の月別宿泊客延べ数における繁忙期(年内の上位 6 か月)と閑散期(同下位)を比較すると、繁閑差は減少傾向にある。しかしながら、令和 5 年(2023)においても最多月(8 月)と最少月(1 月)の差が 2.9 万人あるなど、更なるオフシーズン対策が必要だと考えられている。

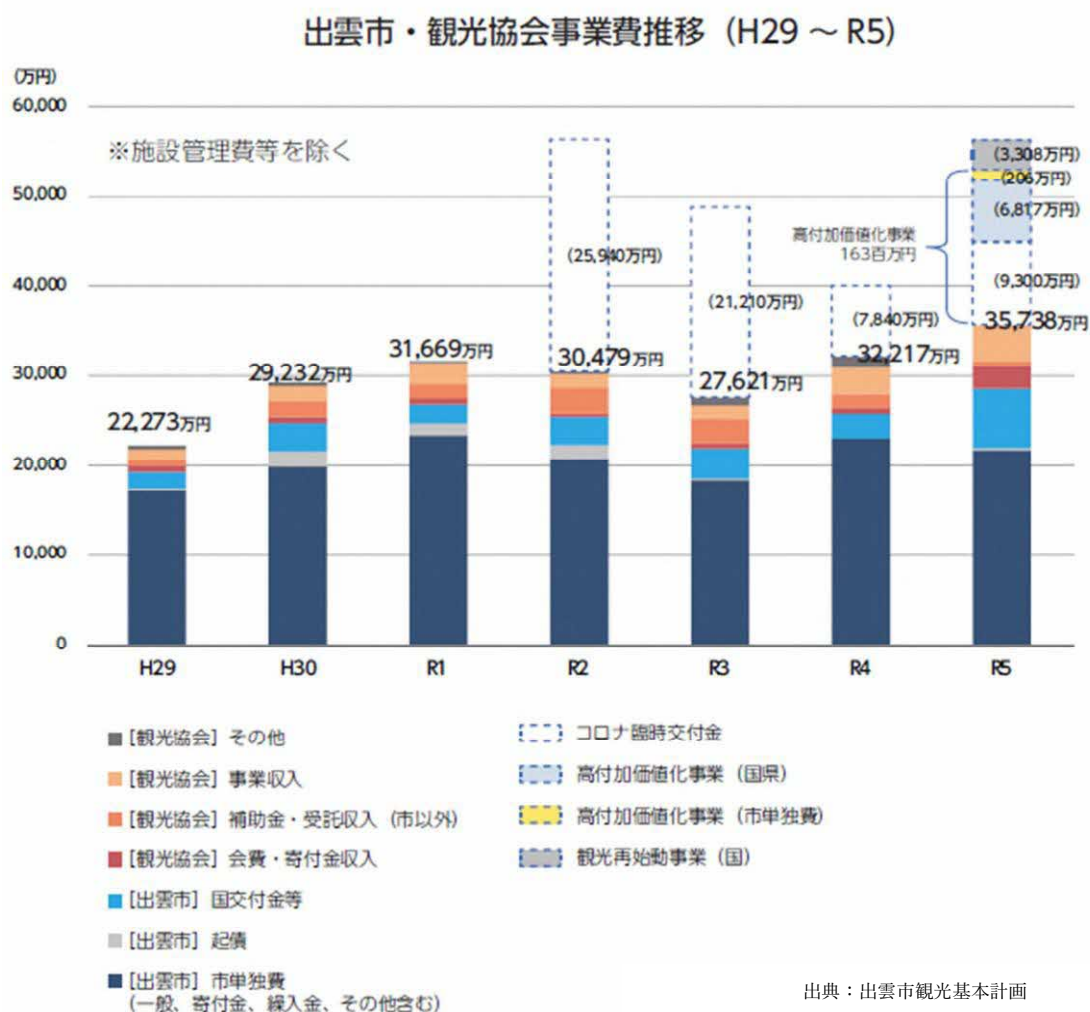
6 インバウンド客の推移



出雲市の外国人宿泊客延べ数は、令和元年(2019)には、改元、出雲ソウル間の連続チャーター便就航等で賑わい、平成21年(2009)の約6倍の11,552人まで増加したが宿泊客全体に占める割合は1%未満となっている。

7 財源

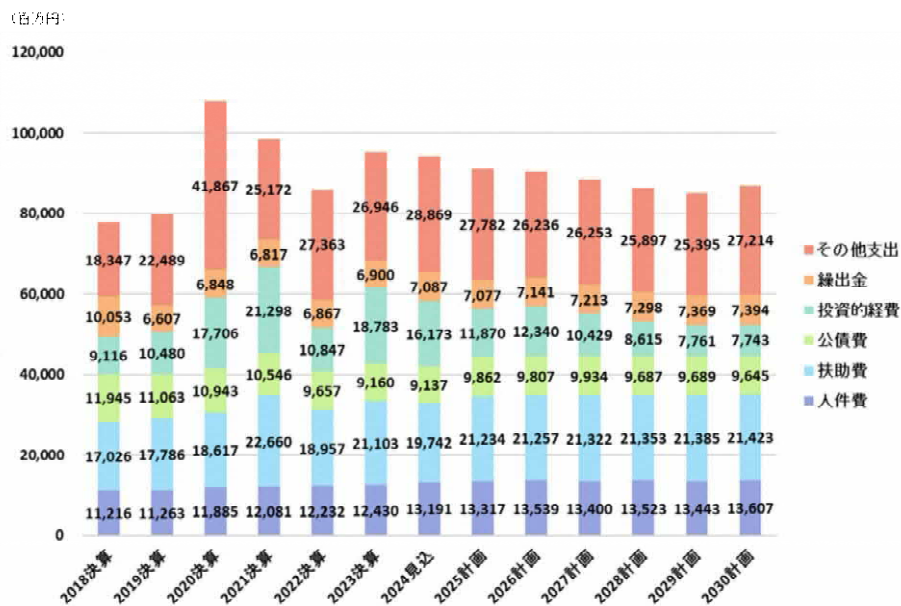
(1) 出雲市及び出雲観光協会の事業費の推移



出雲市と出雲観光協会を合わせた観光振興予算全体(施設管理費等を除く)は、単年度限り等の特別な国補助事業等を除き、概ね3億円程度となっている。近年、国の交付金等を活用し、予算全体が増加傾向となっているが、令和8年度以降の交付金等の目途はなく、安定的な財源確保が課題となっている。

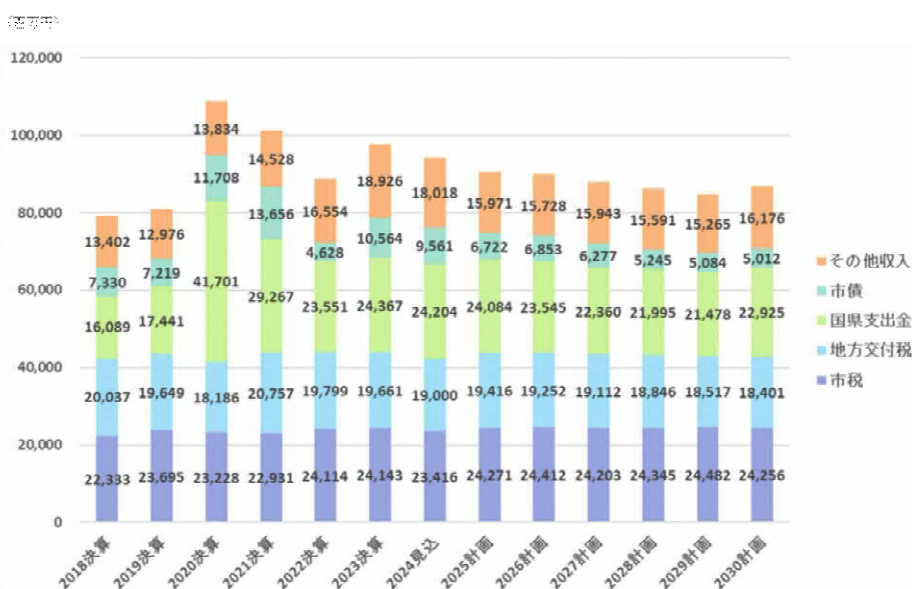
また、基本計画に記載はないものの、ここで出雲市の財政状況全般について触れておく。

(2) 歳出決算額及び計画額



近年の歳出決算額及び将来の計画額によれば、人件費・扶助費といった義務的経費は増加傾向にあり、他方で投資的経費については、徐々に減少する見込みである。

(3) 歳入決算額及び計画額



近年の歳入決算額及び計画額によれば、市税収入は微増することが見込まれているものの、地方交付税は交付税措置のある市債償還の進捗などにより減少することが見込まれている。また、その他収入も大幅な増加を見込むことはできないとされている。

第4 「出雲市観光基本計画」における基本理念・将来像・戦略

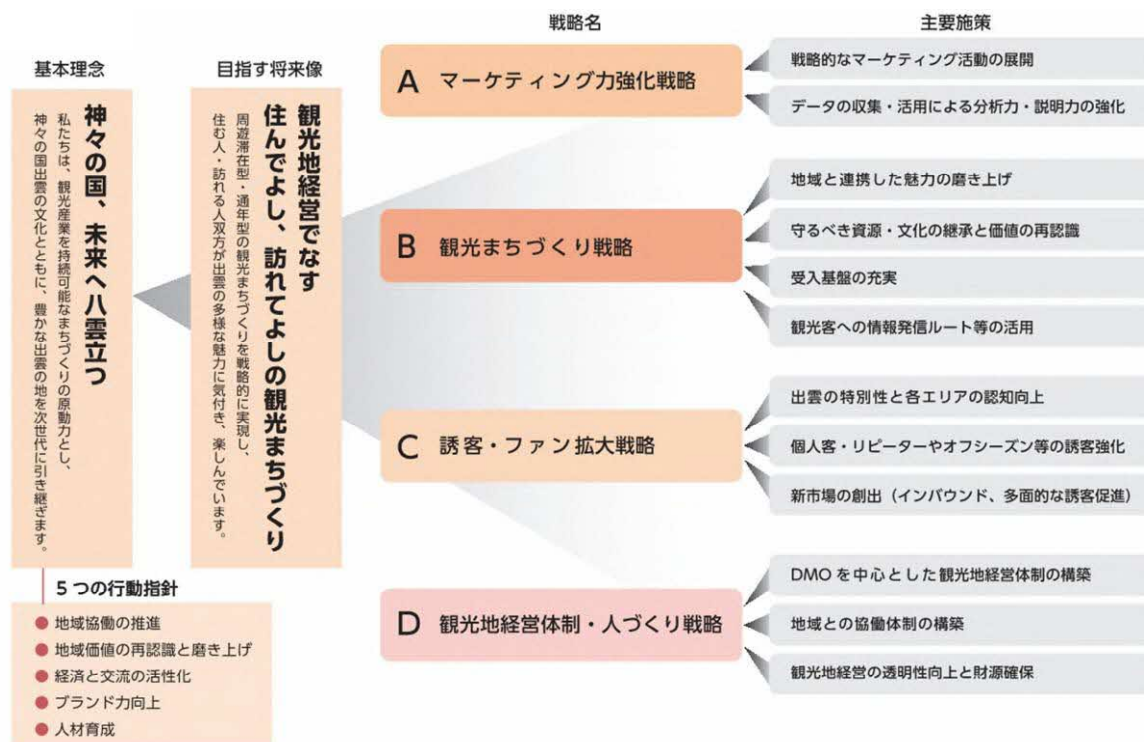
出典：出雲市観光基本計画



基本計画では、まず基本理念を「神々の国、未来へ八雲立つ」と定めている。基本計画は、この基本理念によって「観光産業を持続可能なまちづくりの原動力とし、神々の国出雲の文化とともに、豊かな出雲の地を次世代に引き継ぐこと」を意図している。

次に、基本理念を受けた将来像として「観光地経営でなす 住んでよし、訪れてよしの観光まちづくり」を打ち出している。基本計画がここで目指しているのは、「周遊滞在型・通年型の観光まちづくりを戦略的に実現し、住む人・訪れる人双方が出雲の多様な魅力に気付き、楽しんで」いる状態である。

そして、この将来像を実現するための戦略として、「A マーケティング力強化戦略」「B 観光まちづくり戦略」「C 誘客・ファン拡大戦略」「D 観光地経営体制・人づくり戦略」が策定されている。



第5 新たな観光財源を充当すべき財政需要額の算定について

1 基本的な考え方

新たな観光財源は、前章までで確認した基本計画の遂行のために、より具体的には基本計画で定める戦略の遂行のために必要となる。そして、公益の増進を図るべき行政が新たに歳入を獲得して実施するものであることを踏まえれば、その財源を充当される事業については次のことが満たされるべきである。

- ①基本計画に基づいて実施される事業であること
- ②新たな財源の負担者に利益が還元される事業であること
- ③観光客・観光事業者・出雲市民等幅広い利害関係人が反射的には受益者となる事業であること

そこで、新たな観光財源を充当するのは、①～③を充足する新規事業（既存事業の拡充分を含む）を中心とした観光振興事業の経費と新たな観光財源導入に伴って発生する経費とすべきである。

2 更なる観光振興に必要な財政需要額の算定

前節の考え方を前提として、基本計画の定める戦略ごとに実施すべき事業等を列挙し、更なる観光振興に必要な財政需要額を算定する。

A マーケティング力強化戦略

合計5,000万円

戦略的なマーケティング活動の展開

- ・マーケティング戦略策定、DMOアンケート実施
- ・マーケティング専門人材による分析等の実施

など

データの収集・活用による分析力・説明力の強化

- ・地域OTAから得られたデータの活用と見える化の検討
- ・事業者への伴走支援を含むデータに基づくマーケティングの推進

など

取得可能データ一覧



B 観光まちづくり戦略

合計1億3,000万円

地域と連携した魅力の磨き上げ

- ・周遊観光バスプランの充実
- ・Googleマップ情報の整備

など



体験等販売プラットフォーム(サイト名「出雲旅」)

守るべき資源・文化の継承と価値の再認識

- ・旧大社駅の保存・活用
- ・景観形成地域周辺観光施設の修繕
- ・市民へのインナープロモーションの実施

など



国重要文化財 旧大社駅

受入基盤の充実

- ・トイレ環境の整備、案内表示の改修
- ・電動車いすの配備等、ユニバーサルツーリズムへの対応
- ・新駐車場整備等渋滞対策の強化
- ・宿泊機能の強化のための事業者の支援制度

など



出雲観光案内所

観光客への情報発信ルート等の活用

- ・出雲ファンによる旅マエ・旅アト消費の推進

など

C 誘客・ファン拡大戦略

合計3,000万円

出雲の特別性と各エリアの認知向上

- ・マスメディアとの連携強化によるパブリシティの獲得

など

個人客・リピーターやオフシーズン等の誘客強化

- ・出雲ファン獲得のための情報発信の実施
- ・オフシーズン対策等に資する民間イベント等の支援

など

新市場の創出（インバウンド、多面的な誘客促進）

- ・ターゲット国へのプロモーションの実施
- ・新たな体験を含むプラン販売の推進

など

D 観光地経営体制・人づくり戦略

合計2,000万円

DMOを中心とした観光地経営体制の構築

- ・観光協会のDMOへの発展的改組に向けた支援

地域との協働体制の構築

- ・地域プロジェクトの実施

以上、戦略ごとに算定した財政需要額を合計すると、事業費総額は概ね2億3千万円／年度となる。これを本報告での検討の前提とする。

【参考】：従前の事業費と更なる観光振興に必要な経費の関係

例. 令和7年度当初予算（観光交流部）

※但し、一部調整

事業名	事業概要	予算額 (千円)	事業名	事業概要	予算額 (千円)
観光振興事業	観光イベント支援、大社交通渋滞対策、オーバーツーリズム防止、宿泊機能強化を実施。	74,200	旧大社駅管理運営事業	重要文化財旧大社駅の管理経費	1,600
各種協議会負担	県観光連盟や広域観光団体への会費・負担金。	11,020	うさぎ森林公園管理運営事業	出雲市うさぎ森林公園の管理経費	12,680
観光戦略推進費	観光戦略会議において、観光基本計画の進捗状況の確認・検証を行う。	450	出雲いりすの丘公園管理事業	出雲いりすの丘公園の管理経費	47,600
観光誘客推進事業等	「365日楽しめる出雲」「第二のふるさと出雲」をテーマにした体験コンテンツ造成、情報発信等を展開。	55,300	ひかわ美人の湯管理運営事業	ひかわ美人の湯の管理経費	32,600
レンタサイクル事業	出雲市駅ほかで自転車貸出。また、シェアサイクルを導入し観光周遊促進。	14,200	木綿街道交流館管理運営事業	木綿街道交流館の管理経費	7,880
旧大社駅活用事業	旧大社駅の保存修理完了後の利活用検討、別棟整備設計、大社駅はじまりフェスタ実施。	5,000	ご縁広場管理運営事業	吉兆館・ご縁広場(温泉スタンド含む)の管理経費	20,800
観光案内所管理運営事業	市内3か所の案内所を運営	41,800	観光施設管理運営事業費	市内観光施設の維持管理	86,400
出雲観光協会支援事業	観光協会の運営や情報発信、観光ガイド事業等を支援	70,500	泉源維持管理運営事業	泉源施設の維持管理	31,000
一般管理費等	公用車維持管理費、一般事務費等	830	神門通り交通広場等管理費	神門通り広場（駐車場管理含む）等の維持管理費	80,400
インバウンド推進事業	海外に向けた「IZUMO」の情報発信と受入環境整備による外国人誘客促進	58,750	自然公園管理事業	国立公園、県立公園の管理経費	18,000
国立公園満喫プロジェクト推進事業	大山隠岐国立公園の魅力発信と受入環境整備を通じ、インバウンドを含む誘客促進	5,750	小計	施設管理関連事業	363,200
日本遺産推進事業	出雲市が認定を受けている「日本遺産」の魅力を発信し、国内外からの誘客と地域活性化を図る。	3,000	合計		704,000
小計	誘客・振興等関連事業	340,800	財源内訳	予算額 (千円)	
わかあゆの里管理運営事業	立久恵わかあゆの里の管理経費	6,980	国・県支出金	64,263	
すさのおの郷管理運営事業	出雲市すさのおの郷の管理経費	5,050	（うち新しい地方経済・生活環境創生交付金）	50,000	
目田森林公園管理運営事業	出雲市目田森林公園の管理経費	12,210	地方債（公共工事をする際に、銀行などから借り入れる借金）	112,500	
			使用料その他	206,911	
			一般財源	320,326	
			合計	704,000	

令和7年度当初予算
7億円

※1千万円単位

地方債 1億1,000万円
国県支出金 6,000万円
使用料その他 2億1,000万円
一般財源 3億2,000万円
うち 新しい地方経済・生活 環境創生交付金相当分 5,000万円



施設修繕等臨時的経費 1億2,000万円
取組中の観光振興 事業費 5億8,000万円

【見込】
今後財政需要額
8億1,000万円

更なる観光振興に 必要な経費 2億3,000万円
取組中の観光振興 事業費 5億8,000万円

（財源内訳）

新たな観光財源 2億3,000万円
使用料その他 2億1,000万円
一般財源 3億2,000万円
うち 新しい地方経済・生活 環境創生交付金相当分 5,000万円

地方債 1,000万円
国県支出金 4,000万円 (内訳) 既存分 1,000万円 新規獲得分 3,000万円

第6 財政需要額を充足する新たな観光財源についての検討

1 主要な観光財源とその内容

本章では、前章で検討の前提とした財政需要額を確保するため、新たに出雲市においていかなる財源を採用すべきか検討する。まず、その前提として主要な観光財源の種類とその内容について確認する。

種類	内容
地方税	普通税：教育や福祉などの一般的行政サービスに利用される。 目的税：使途制限があり、定められた特定の目的のために利用される。
分担金・負担金	自治体が行う特定の事業によって特に利益を受ける者から、その事業に要する経費に充てるため受益の限度の範囲で徴収するもの。
使用料	行政財産の使用又は公共施設の利用につき、その反対給付として徴収するもの。
手数料	特定の者へ提供する役務に対し、その対価として徴収するもの。
協力金・寄附金	自治体が相手方から無償で受領する金銭。
地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもの。人口等の要素から当該自治体が行政サービスを提供するために必要な金額（基準財政需要額）を算定し、当該金額が法定普通税収入等で賄えない場合にその不足分を補填する。自治体のコントロールできない財源。

2 主要な観光財源に対する分析

本節では、前節で確認した財源を「安定性・継続性」、「受益と負担」、「規模」の観点から分析する。それらの観点を取り上げる理由は、次のとおりである。

まず「安定性・継続性」については、その時々事情に左右される可能性が高かったり、一時的に利用できるにすぎないものでは継続的に発生する財政需要額を満たせないため、必要であると考えられる。

続いて、「受益と負担」は、公平の原則から受益者と負担を課される者の関係が問題になることから重要であると考ええる。

最後に、「規模」は前章で算定した財政需要額に対し十分な規模の歳入を確保しなければならないため、取り上げることとする。

そこで、財源の種類ごとに分析し、整理すると次表のようになる。

種類	安定性・継続性	受益と負担	規模
地方税	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く認定し、負担を求めることが可能	対象者の設定により規模を広範にすることができる
分担金・負担金	特定の事業に係るため、継続的な確保は難しい	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める	受益者を個別に特定する必要があるため、規模は限定的
手数料	安定的・継続的な確保が可能		施設利用者・役務提供先等からの集金となるため、規模は限定的
使用料			
協力金・寄附金	自発的な協力に依存するものであるため、安定的・継続的な確保は難しい	自発的な協力に依存するものであるため、対価関係に制約されない	自発的な協力に依存するものであるため、規模をコントロールできない

また、財源の種類ごとに他自治体の導入例を確認しておく。

(1) 地方税

①法定外普通税

ア 歴史と文化の環境税（福岡県 太宰府市）

【納税義務者】 有料駐車場に駐車する者

【金 額】 二輪車（自転車を除く）：50 円、乗車定員 10 人以下の自動車：
100 円

乗車定員 10 人超 29 人以下の自動車：300 円、乗車定員 29 人
超の自動車：500 円

【歳 入】 78,001 千円（令和 7 年度予算）

【使 途】 史跡地保存管理事業、臨時駐車場設置事業、仮設トイレ設置事
業、門前美化推進事業、観光情報整備事業、施設整備等補助金
など（令和 5 年度実績）

イ 宮島訪問税（広島県 廿日市市）

【納税義務者】 船舶により宮島に訪問する者

【金 額】 訪問者が宮島を訪問するごとに 1 人 1 回：100 円

1 年分を一時に納付する場合、訪問者 1 人 1 年ごとに：500 円

【歳 入】 380,000 千円（令和 7 年度予算）

【使 途】 行楽シーズンにおける宮島口の混雑緩和の取組、グリーンス
ローモビリティを活用したガイドツアーの実証実験、誰もが
気持ちよく安心して利用できるおもてなし環境の提供、歴史
的町並みの保存など（令和 5 年度実績）

②法定外目的税

ア 遊漁税（山梨県 富士河口湖町）

【納税義務者】 遊漁行為を行う者

【金 額】 遊漁者 1 人 1 日：200 円

【歳 入】 10,000 千円（令和 7 年度予算）

【使 途】 駐車場・トイレの整備、湖畔美化 など

イ 美ら島税（沖縄県 座間味村）

【納税義務者】 座間味島、阿嘉島、慶留間島及び外地島へ入域する者

【金 額】 入域ごとに 1 人 100 円

【歳 入】 10,205 千円（令和 5 年度実績）

【 使 途 】 観光関連施設等清掃、座間味村道草刈委託業務、林道草刈委託など

ウ 宿泊税

自治体	納税義務者	目的	金額	歳入	使途
東京都	宿泊施設に宿泊する宿泊者	国際都市東京の魅力を高める、観光の振興を図る	1万円未満 課税しない 1万円～1万5千円未満 100円 1万5千円以上 200円	69.0億円 (R7当初)	Wi-Fi・デジタルサイネージの整備、東京観光情報センター(都内5箇所)設置・運営など
京都府 京都市	宿泊施設に宿泊する宿泊者	国際文化観光都市としての魅力を高める、観光の振興を図る	2万円未満 200円 2万円～5万円未満 500円 5万円以上 1,000円 ※2026.3.1～ 6千円未満 200円 6千円～2万円未満 400円 2万円～5万円未満 1000円 5万円～10万円未満 4000円 10万円～ 10000円	59.1億円 (R7当初)	無電柱化推進、文化・伝統産業の担い手育成・魅力発信、文化財の保全・継承に向けた取組、移動利便性の向上・観光地等交通対策など
島根県 松江市 (R7.12～)	宿泊施設に宿泊する宿泊者	国際文化観光都市としての魅力向上、将来にわたる持続可能な観光地としての発展	5千円未満 課税しない 5千円以上 200円	3.3億円 (見込)	マーケティング・プロモーション、移動の利便性向上、観光を担うひとづくりとおもてなし、城下町のまちあるき推進、観光推進組織づくり、ユニークで多彩な観光資源の活用など
北海道 倶知安町	宿泊施設に宿泊する宿泊者	世界に誇れるリゾート地としての発展を目指し、地域の魅力を高める、観光の振興を図る	宿泊料金の計算方法の区分に応じて、「1人当たりごと」「1部屋当たりごと」「棟当たりごと」の宿泊料金の2%	5.6億円 (R7当初)	地域DMO支援事業、ニセコエリア観光客受入体制整備事業、観光施設維持管理事業、集客観光イベント支援事業など

(2) 分担金・負担金

①美浜駐車場分担金（沖縄県 北谷町）

【 受益者 】 美浜駐車場設置により受益する特定地区内に存する建物の所有者

【 金 額 】 建物 1 m²あたりの賦課面積×320 円/年

【 歳 入 】 23,458 千円（令和7年度予算）

【 導入経緯 】 美浜地区の開発が行われる際、無料の町営駐車場を設置することで民間事業者の負担を緩和させる代わりに、駐車場が設置されることにより得られる利益を受益と認定して分担金を課すこととした。

参考：「沖縄・北谷町の観光の動向と課題について」

(<https://niigata-u.repo.nii.ac.jp/record/2001731/files/AA12924636-8-46-64.pdf>)

②地域再生エリアマネジメント負担金制度（大阪府大阪市）

【 受益者 】 活動計画に受益事業者として記載されている者
(民間事業者、具体的には大規模小売店舗への不動産貸付事業者)

【 金 額 】 イベント実施等の活動により生じる来訪者数増加に伴う活動区域内の大規模小売店舗における売上増に係る家賃収入の上昇額

＝①総来訪者数×②1人当たりの消費額×③賃料水準（％）

【 歳 入 】 6,521 千円（令和7年度予算）

【 導入経緯 】 大阪駅周辺の開発事業の開始に際し、来訪者増加等を見込める活動を実施することでエリア内の消費活動の活性化や魅力度向上を目指すこととした。

【 使 途 】 回遊を促すイベントの実施、当該イベント開催時における人流計測等、公共空間のあり方・利活用手法に係る調査・検討、公式WEBサイト・SNS等を活用した情報発信など

参考：大阪市HP「地域来訪者等利便増進活動計画の認定について」

(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000587581.html>)

「大阪駅周辺地区地域来訪者等利便増進活動計画」

(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000587/587581/osakaekisyuhentiku.pdf>)

（３）手数料・使用料

①神門通り交通広場駐車場使用料（出雲市）

【 根拠法令 】 出雲市神門通り交通広場及び神門通りポケットパークの設置及び管理に関する条例

【 金 額 】

区分	駐車料金
入場後 1 時間まで	300円
以後1時間ごとに (1時間未満は1時間とする。)	200円

（備考） 1 回の駐車時間は、24 時間以内とする。 1 回の駐車料金は、600 円を上限とする。

24 時間を超えて駐車する場合は、24 時間を超えるごとに 1 回の出場があったものとみなす。

【 歳 入 】（令和6年度）28,329 千円

【 使 途 】（令和6年度）10,664 千円 駐車場管理・保守等
17,665 千円 観光振興事業費

（４）協力金・寄附金

①美ら海協力金（沖縄県 宮古島海域）

【協力依頼先】 宮古島市周辺海域でダイビングを楽しむ者

【 金 額 】 一人一日 500 円

【 歳 入 】 約 1,800 万円（平成 21 年）

【 使 途 】 海洋環境保全のための海底清掃など

②世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金（鹿児島県 屋久島町）

【協力依頼先】屋久島の山岳地域に入山しようとする者、この制度に賛同する者

【金 額】日帰り利用者：1,000 円、山中で宿泊する利用者：2,000 円

【歳 入】3,200 万円（令和 6 年度）

【使 途】山岳トイレの維持管理経費、登山道の点検及び軽微な補修費、協力金の収納にかかる経費及び事務局経費など

③神門通りにおける交通対策協力金の実証実験（出雲市）

持続可能な渋滞対策の資金源を検討するため、周辺駐車場・店舗での交通対策協力金の集金実験を実施

【期 間】令和 6 年 11 月 1 日～令和 7 年 1 月 5 日

【場 所】かめやま広場、古代出雲歴史博物館駐車場、みせん広場、神門通り等周辺店舗 90 か所

【金 額】目安 200 円／人

3 対象行為の候補について

新たに制度を構築して新規の観光財源を導入する場合、負担を課す対象として選択しうる行為は無数に存在する。ここでは、無数に存在する行為の中から観光財源のために負担を課しうる行為を取り上げて、各々に対し負担を課した場合のメリット・デメリットを整理しておく。

観光行動 (例)	負担対象となる 行為	メリット	デメリット
来雲	出雲市への来雲	来雲する全ての方に漏れなく負担を求めることになれば、極めて公平となる。	市境を超えるすべての人を捕捉するには膨大な社会的・経済的コストが必要となり現実的でない。
宿泊	ホテルや旅館等への宿泊行為	対象者を捕捉しやすく、また、関連する事業者数も限定的。 ⇒社会的・経済的コストは相対的に小さい。	㊦宿泊者と宿泊を伴わない訪問者の間で負担の不均衡が生じる。 ㊧宿泊者数に影響を与える恐れがある。
交通機関 利用	交通機関の利用	利用者が多く規模を確保しやすい。	㊦日常的な利用と訪問者による利用の区別が困難である。 ㊧自家用車等の利用者との不均衡が生じる。
飲食・ おみやげ 購入	飲食店・土産店等での消費行為	利用者が多く規模を確保しやすい。	㊦日常的な利用と訪問者による利用の区別が困難である。 ㊧関連する事業者数が多く、社会的・経済的コストが大きい。

4 採用すべき新たな観光財源に係る基本的な考え方

本章で確認した事項を踏まえ基本的な考え方を整理すると、以下のとおりとなる。

(1) 主要な財源として妥当なもの

法定外目的税としての宿泊税を新たな観光財源の主軸とする。その理由は次のとおりである。

考えうる財源の中で概ね2億3千万円／年度という規模の財政需要額を安定的・継続的に確保することができるのは地方税である。よって、地方税が妥当であると考ええる。

そして、使途を観光振興等に明確化・限定する必要があるため、当該地方税は目的税でなければならない。

さらに、対象者を捕捉しやすいこと・他自治体による導入事例が豊富に存在し実務的な優位性を認められること等を考慮すれば、宿泊税が妥当である。

以上により、地方税のうち法定外目的税としての性質を有する宿泊税の導入が妥当であると考ええる。

(2) 補完する財源として妥当なもの

市営駐車場の有料化及び料金改定の検討が必要であると考ええる。

(3) その他

観光客等から自発的に金銭の提供を受ける協力金・寄附金の活用についても検討されたい。

5 駐車場の財源化に係る検討

(1) 市営有料駐車場の料金改定について

主として観光に用いられる市営有料駐車場としては、本章第2節で確認した神門通り交通広場駐車場が存在する。これについては、他自治体と比較しても1回当たりの駐車料金の上限額を低く設定していることから上限額の見直し等、料金改定を検討すべきである。

(2) 市営無料駐車場の有料化について

出雲市みせん広場をはじめ、市内には主として観光に用いられる市営無料駐車場が複数存在する。これらについては、交通渋滞の緩和等、駐車場の果たす多様な機能に配慮しながら、収支を吟味し、増収を図れるよう有料化の検討を行うべきである。

第7 宿泊税に係る検討

1 宿泊税の導入目的及び使途

(1) 導入目的

新たな観光財源の使途に係る基本的な考え方や基本計画の将来像等を踏まえ、本委員会としては以下のとおり提案する。

「出雲市が未来に向かって、住んでよし、訪れてよしの観光まちづくりを戦略的かつ持続的に推進していく財源を確保するため。」

(2) 使途

本委員会での議論と前項に示した導入目的を踏まえ、使途については以下のとおり提案する。

「基本計画に基づいて実施される新規事業（既存事業の拡充分を含む）の経費を中心に充当することが妥当である。」

◎基本計画により実施する戦略

戦略A	データマーケティングの推進に係る「マーケティング力強化戦略」
戦略B	地域資源の魅力化や受入基盤充実等に係る「観光まちづくり戦略」
戦略C	情報発信等に係る「誘客・ファン拡大戦略」
戦略D	観光振興のための組織体制強化に係る「観光地経営体制・人づくり戦略」

2 宿泊事業者の実態把握と意見聴取

宿泊税導入の検討にあたり、市内の宿泊事業者の実態把握と意見聴取を以下の方法で行った。

	実施目的
宿泊事業者アンケート (令和7年10月とりまとめ)	宿泊事業者の実態把握
宿泊事業者説明会 (令和8年1月～2月実施)	観光施策を説明し宿泊税の必要性についての理解を求める
宿泊事業者アンケート (令和8年5月とりまとめ)	課税要件等の本委員会案に対する課題把握

※アンケート結果については、32 ページ「参考4」参照。

3 課税要件の検討

(1) 導入自治体(※1)の状況

宿泊税の課税要件の検討に際し、他自治体の宿泊税の導入状況を確認した。

○導入済自治体(※2)の状況(12自治体)

自治体名	課税標準	1人あたり1泊の宿泊料金							R7年度 当初予算
		～5千円 未満	5千円～ 7千円未満	7千円～ 1万円未満	1万円～ 1.5万円未満	1.5万円～ 2万円未満	2万円～ 5万円未満	5万円以上	
東京都	宿泊数				100円	200円	200円	200円	69億
大阪府	宿泊数		200円	200円	200円	400円	500円	500円	73億
京都市	宿泊数	200円	200円	200円	200円	200円	500円	1,000円	59億
金沢市	宿泊数		200円	200円	200円	200円	500円	500円	8.2億
倶知安町	宿泊料金	2%							5.6億
福岡県	宿泊数	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	19.6億
福岡市	宿泊数	200円 県税50円含	200円 県税50円含	200円 県税50円含	200円 県税50円含	200円 県税50円含	500円 県税50円含	500円 県税50円含	31億
北九州市	宿泊数	200円 県税50円含	200円 県税50円含	200円 県税50円含	200円 県税50円含	200円 県税50円含	200円 県税50円含	200円 県税50円含	4.8億
長崎市	宿泊数	100円	100円	100円	200円	200円	500円	500円	3.7億
二セコ町	宿泊数	100円 ※5,001円未満	200円	200円	200円	200円	500円	1,000円 10万以上 2,000円	1.2億
常滑市 熱海市	宿泊数	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	2億 5.7億

○導入予定自治体(※3)の状況(31自治体)

自治体名	1人あたり1泊の宿泊料金								
	～5千 円未満	5千～6千 円未満	6千～8千 円未満	8千～1万 円未満	1万～2万 円未満	2万～3万 円未満	3万～5万 円未満	5万～10万 円未満	10万 円以上
赤井川村				200円	200円	500円	500円	500円	500円
軽井沢市			150円	150円	200円	200円	200円	200円	650円
仙台市 外1			200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
宮城県 外1			300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円
白馬村		150円	350円	350円	350円	350円	350円	850円	1,850円
松江市		200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
新得町	50円	100円	100円	100円	100円	200円	200円	500円	500円
北海道	100円	100円	100円	100円	100円	200円	200円	500円	500円
占冠村 外1	100円	100円	100円	100円	100円	200円	200円	500円	500円
函館市	100円	100円	100円	100円	100円	200円	200円	500円	2,000円
那須町	100円	100円	100円	100円	300円	500円	800円	1,500円	3,000円
下呂市	100円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
弘前市 外13	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
富良野市	200円	200円	200円	200円	200円	300円	300円	500円	500円
湯河原村	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	500円	500円

※1宮城県・長野県は、一律300円だが、県内市町村が宿泊税を徴収する場合は、減免あり

(※1) 後述「導入済自治体」と「導入予定自治体」をあわせて「導入自治体」と呼ぶ。

(※2) 令和7年4月時点で宿泊税に係る条例を施行済の自治体。

(※3) 第3回検討委員会開催日までに宿泊税導入に係る総務大臣の同意を得た自治体で、導入済自治体を除くもの。

① 課税客体

すべての導入自治体において、課税客体は宿泊施設における宿泊行為となっている。

対象とする施設は、旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）となっている。ただし、東京都については、簡易宿所及び民泊を対象としていない。

また、対象とする宿泊行為は、宿泊料金を払い、寝具を使用して、上記施設を利用することとなっている。

② 納税義務者・徴収方法

すべての導入自治体において、納税義務者は宿泊者、徴収方法は宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収となっている。

③ 課税標準・税率

倶知安町を除くすべての導入自治体が宿泊数を課税標準としている。

税率は、課税標準を宿泊料金とする倶知安町を除く 42 自治体で、一律定額制が 21 自治体、段階的定額制が 21 自治体となっていた。税率水準も 50 円から 3,000 円まで多様である。

課税方式	自治体数	具体例
宿泊料金に税率を乗じる方式	1	倶知安町
定額方式	42	
段階なし	21	
段階あり	21	最大6段階を設定(那須町)
免税点の設定		
なし	32	倶知安町は免税点なし
あり	11	5千円、6千円、8千円、1万円

④ 免税点

導入自治体のうち、11 自治体は免税点を設定しており、32 自治体は設定していない。免税点を設定している自治体においては、免税点を 5,000 円～10,000 円の範囲でそれぞれ設定している。

⑤ 課税免除

導入自治体のうち、8 自治体は課税免除規定が存在せず、35 自治体が課税免除規定を設けており、小学校・中学校・高等学校の修学旅行については、35 自

自治体すべてで課税免除としている。

そのほか少数ではあるが、大学や認定こども園・保育園などの教育活動、スポーツ大会等での宿泊者も課税免除とする自治体が存在している。

課税免除項目(免税点を除く)	自治体数(43)	出雲市入湯税
課税免除なし	8 19%	
課税免除あり(複数項目設定自治体あり)	35 81%	
修学旅行(小・中・高校)	35 100%	あり
小学生以下または12歳未満	6 17%	あり(12歳未満)
大学生以下の教育活動上の宿泊	4 11%	
認定こども園・保育園の教育活動上の宿泊	4 11%	
体育大会その他学校教育上の行事	1 3%	あり
職場体験	1 3%	
災害避難者	1 3%	

なお、出雲市の入湯税では、修学旅行に加え、12歳未満の児童及び体育大会その他学校教育上の行事で宿泊する場合を課税免除としている（出雲市税条例第118条第1項第1号及び第2号）。

（２）出雲市における宿泊税の課税要件の考え方

本委員会では、委員から、宿泊税を導入した隣接自治体との整合性を図ること、宿泊事業者にとって可能な限り事務負担の少ない制度とすること、宿泊者・宿泊事業者ともに理解しやすい簡素な制度とすることなどが提案された。

また、課税免除要件について、アンケートでは入湯税の特別徴収義務者でもある宿泊事業者から入湯税との整合性を図ってほしい等の意見が寄せられた。

本委員会はこれらを踏まえ、次のとおり提案する。

① 課税客体

課税客体は、市内に所在する宿泊施設における宿泊行為とする。

対象とする施設は、旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）とし、その施設に宿泊料金を払い、寝具を使用して宿泊する場合に課税する。

ただし、寝具を使用した日をまたがない利用や乳幼児の宿泊などについては、課税対象となるか否かを定義し、宿泊事業者に混乱が生じないように配慮されたい。

② 納税義務者・徴収方法

納税義務者は宿泊者、徴収方法は宿泊事業者による特別徴収とする。

③ 課税標準・課税方式

課税標準は宿泊数、課税方式は一律定額制とする。

宿泊数に税率を乗じて算出する一律定額制は、簡素で理解しやすい。アンケート（以下、特記しない限り「アンケート」は令和8年5月とりまとめ分を指す。）によれば、回答施設の90.1%が一律定額制に異論はなかった。これらのことから、課税標準は宿泊数、課税方式は一律定額制とする。

④ 税率及び免税点

税率は1人1泊につき200円、免税点は5,000円とする。

税率は、隣接自治体と同額である1人1泊につき200円とすれば、市営駐車場使用料の料金改定など、補完する財源もあわせることにより、概ね財政需要額を満たすことができる。そのため、税率は、1人1泊につき200円とする。

また、免税点は、低廉な宿泊料金で宿泊する者への配慮の必要性に鑑み、設定することが望ましい。アンケートによれば、通常期の宿泊料金（税抜き・素泊まり料金）を5,000円未満に設定している宿泊施設は、19.3%であるが、宿泊者全体に占める5,000円未満で宿泊する者の割合は2%未満であり、歳入見込みへの影響は限定的である（38ページ「参考5」参照）。隣接自治体との均衡も考慮し、免税点は5,000円とする。

⑤ 課税免除

課税免除は対象を修学旅行に限定する。

課税免除に係る事務は、課税免除申請書類の確認等、宿泊事業者の新たな事務負担になるため、課税免除の対象を限定すべきだと考える。

アンケートでは、課税免除の対象を「修学旅行に限定した場合に課題がある」と回答した宿泊施設は、10.3%であった。したがって、教育上の観点から、公益性を有する修学旅行についてのみ課税免除を認めるのが妥当である。

一方、入湯税では12歳未満の児童及び体育大会その他学校教育上の行事による宿泊者が課税免除の対象となっており（出雲市税条例第118条第1項第1号及び第2号）、部活動の大会なども含めて幅広く課税が免除されている。宿泊税と入湯税で課税免除の対象が異なれば、宿泊事業者の負担が増えるため、入湯税の課税免除の対象を可能な限り宿泊税と統一する方向で調整することが望ましい。

4 特別徴収義務者の負担軽減

アンケートでは、回答施設の 69.2%から事務の簡素化を求める声があり、次いで納入の電子化、事務負担に対する補助などが求められていた。制度設計にあたっては、導入自治体の事例等を踏まえ、特別徴収義務者の負担を軽減するための取組について検討することを求める。

5 活用実績の周知

宿泊税は、法定外目的税であることから、その税収の活用実績を適宜周知することで、透明性の向上を図り、納税義務者・特別徴収義務者等の利害関係者に対する説明責任を果たすことを求める。

6 制度の検証

総務省通知（平成 15 年 11 月 11 日 総税企 第 179 号）では、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であるとしている。また、導入自治体では概ね 3 年から 5 年を目途に制度の検証を行っている。

本委員会としては、課税要件について前述のと通りの提案を行うが、社会情勢の変化や財政需要額、納税者の負担等を勘案し、制度開始後、適切な時期に検証を行うことを求める。

7 宿泊税の導入時期

基本計画に基づく観光振興の必要性に鑑み、宿泊税の導入については、宿泊事業者の事務負担に十分配慮しつつ、必要な手続きを経た上で、速やかに決定することが望ましい。その上で、徴収開始までに十分な周知を図ることを求める。

参考 1 委員名簿

	委員氏名	所属等	備考
1	奥谷 健	広島修道大学 法学部長	委員長
2	高橋 研	平田地区自治協会 会長	副委員長
3	飯塚 有依	東横 I N N 出雲市駅前 支配人	委 員
4	石飛 成夏	(有)小田温泉 女将	
5	坂本 水穂子	(株)出西窯 取締役	
6	武志 俊太郎	島根県旅館ホテル生活衛生同業組合 副理事長	
7	田邊 達也	(一社)出雲観光協会 会長	
8	中村 真実子	山陰合同銀行 取締役監査等委員	
9	福岡 正純	出雲市商工団体協議会 会長	
10	森山 勲	出雲一畑交通(株) 常務執行役員	

※所属等は令和 8 年 8 月 10 日時点。

参考 2 出雲市新たな観光財源検討委員会設置条例

(設置)

第 1 条 市の新たな観光財源を検討するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関として、出雲市新たな観光財源検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 市の持続可能な観光地づくりに向けた新たな財源として宿泊税の検討を行うこと。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 観光業に携わる者
- (3) 観光関係団体に属する者(前号に掲げる者を除く。)
- (4) 経済団体に属する者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決

するところによる。

- 4 委員会は、必要があると認めるときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し、資料の提出及び協力を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年出雲市条例第36号)の規定を適用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、観光交流部観光課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考 3 検討経過

第 1 回検討委員会（令和 7 年 7 月 30 日開催）の結果概要

- 基本計画の将来像「住んでよし、訪れてよしの観光まちづくり」を実現するため、新たな観光財源の必要性について議論。
- 委員の間で財源確保の必要性自体については概ね共通認識が得られた。一方、財源手法や受益と負担の在り方について幅広く検討が必要との意見が出された。

第 2 回検討委員会（令和 7 年 9 月 16 日開催）の結果概要

- 観光戦略推進に必要な財政需要額
→基本計画の戦略を推進するために必要な新たな財政需要額を「2 億 3,000 万円」と整理。この財政需要額を当面の目標値として、議論を進めていく。
- 新たな観光財源の選定
→宿泊税を新たな観光財源の主軸としつつ、駐車場使用料金のあり方（有料化や駐車場税など）についても検討する。

宿泊事業者アンケート（令和 7 年 10 月 3 日～17 日）の概要

- 宿泊事業者の現状把握と新たな観光財源を検討することに対する意見を聴取するために実施。
- 目的の達成に資する有益な回答をいただいたものの、回答率が 5 割を下回ったことから、今後の検討の前提として十分な情報が収集できたのか解釈の分かれる結果となった。

第 3 回検討委員会（令和 7 年 11 月 20 日開催）の結果概要

- 宿泊事業者アンケート（令和 7 年 10 月とりまとめ）の結果について、本委員会に共有。
- 宿泊税は、用途を限定する法定外目的税となること、宿泊事業者が宿泊者から徴収する特別徴収方式となることを確認。
- 課税要件である税率（定額・定率等）や課税免除等の取扱いは、今後開催する事業者説明会の意見を踏まえ、本委員会で改めて検討。
- 市営駐車場の有料化や料金改定、交通対策協力金についても、市へ更なる検討を求める。

宿泊事業者説明会（令和８年１月１５日～２月５日・全８回開催）の結果概要

【説明内容】

- （１）出雲市における観光の現状と観光振興に必要な予算について など
- （２）質疑・意見交換

【いただいた主な意見】 参加総数：69 施設

	説明内容	事業者意見の傾向
1	観光振興の必要性	観光振興のための財源が必要であることに対する異論は出なかった。
2	財源確保の手段	観光振興に必要な予算を確保するため「宿泊税」を軸に検討することに大きな反対意見はなかった。
3	財源の使途について	二次交通の充実、公衆トイレの維持管理、宿泊客の安全確保など、具体的な還元を求める声が多かった。
4	税率（定額・定率）	制度の分かりやすさや事務負担の軽減、フロントでの説明のしやすさから「一律定額制」を求める意見が多かった。
5	免税点 （一定金額未満に課税しない）	不要との意見と、低価格帯の施設の宿泊者への配慮から設定を求める意見の両論があった。
6	課税免除 （課税しない：修学旅行など）	フロントで都度判断が必要な制度は望ましくないとの意見があり、証明書確認方式や入湯税との基準統一の提案があった。
7	その他	宿泊税について宿泊者へ説明することに不安があると回答された施設が複数あった。

第４回検討委員会（令和８年３月１７日開催）の結果概要

【課税要件に関する本委員会 案】

①税 率：「定額制」

但し、高額な宿泊料金に対する段階的定額制は、引き続き検討する

②免 税 点：設定する

③課税免除：修学旅行に限定する

【委員の主な意見】

- ①宿泊事業者にとって可能な限りシンプルで事務負担の少ない制度にすべき。
- ②課税免除は、客観的に分かりやすい項目に限定すべき。
- ③入院付き添いなどのため、低価格の施設に長期間宿泊する方への配慮として免税点を設定することが望ましい。
- ④近隣で先行実施されている自治体の状況を考慮する必要がある。

第5回検討委員会（令和8年7月2日開催）の結果概要

- 第2回宿泊事業者アンケート（令和8年5月とりまとめ）の結果について、本委員会に共有。
- 「新たな観光財源のあり方に関する検討について（答申）」（素案）及び「出雲市新たな観光財源検討委員会 報告書」（素案）について検討。修正意見を取りまとめ、答申方針を決定。
文言、体裁等の軽微な修正は委員長へ一任し、市長へ答申することとした。

参考４ 事業者アンケート結果＜抜粋＞

◎ 第１回宿泊事業者へのアンケート結果（概要）

調査名称：新たな観光財源の検討に係るアンケート

調査対象：市内宿泊事業者

調査期間：令和７年１０月３日～令和７年１０月１７日

送付件数：１２６件

回答事業者数：５２件（回答率４１．３％）

【設問】宿泊税に対する認識について

	件数	割合
１ 充実強化のために必要	１１	２２．４％
２ 現状維持のために必要	５	１０．２％
３ 全国的な流れで理解できる	６	１２．２％
４ 理解できるが負担増は困る	２２	４４．９％
５ その他	５	１０．２％
計	４９	１００．０％

（その他のコメント）

- ・導入の趣旨は理解できるが、宿泊事業者のみ新たな作業が増えるのは困る。
- ・観光施策のためならば観光税として宿泊業以外の業界にも幅広く課税すべき。

【設問】修学旅行の受入れの有無について

	件数	平均価格	最低価格	最高価格
１ 受け入れている	１４	９,６１５	３,０００	１５,０００
２ 受け入れていない	３６	－	－	－

【設問】宿泊税の導入に対する意見

	回答件数				
	強く思う	そう思う	どちらとも言えない	あまり思わない	全く思わない
お客様の理解が得られるよう市がしっかりとした周知を図るべき	４０	６	２	１	０
宿泊税の徴収、申告、納入などの手間の増加が課題である	３３	１４	２	１	０
事務負担増加・システム改修等による経費増が課題である	２８	１７	４	１	０

(その他のコメント)

- ・入湯税と同じ徴収方法にしてほしい。
- ・ホテル現場の負担の軽減について考えてほしい。
- ・宿の規模も違うのに、一律の税率なのはおかしい。

【設問】 その他意見（自由記載）

- ・市営駐車場の有料化などすぐに可能な財源確保に努めるべきではないか。
- ・宿泊料金が安価な施設や民泊などは除外すべき。
- ・宿泊税の使用目的を明記したチラシ、使用結果の周知が必要である。

◎ 第2回宿泊事業者へのアンケート結果（概要）

調査名称：新たな観光財源の検討に係るアンケート（第2回）

調査対象：市内宿泊事業者

調査期間：令和8年4月13日～令和8年5月15日

送付件数：127件

回答事業者数：91件（回答率71.7%）

【設問】宿泊税の算出方式による負担や課題について

（1）一律定額制の導入について（複数回答可）

回答項目	件数	割合
特に課題なし・大きな問題なし	53	58.2%
申告書作成等の事務処理が難しい	32	35.2%
宿泊人数の把握が難しい	10	11.0%
その他	19	20.9%

（2）段階的定額制の導入について（複数回答可）

回答項目	件数	割合
段階設定により事務処理が難しくなる	43	47.3%
宿泊料金により税額が異なることの説明が困難	39	42.9%
特に課題なし・大きな問題なし	24	26.4%
素泊まり料金の算出が難しい	23	25.3%
その他	11	12.1%

（3）一律定額制と段階的定額制のどちらがよいか

区分	件数	割合
一律定額制がよい	57	62.6%
どちらでもよい	25	27.5%
段階的定額制がよい	8	8.8%

※未回答 1件

（４）宿泊料金の中心価格帯（税抜き・素泊まり料金）について

価格帯	通常期 回答数	通常期 割合	繁忙期 回答数	繁忙期 割合
～ 3,000円未満	2	2.3%	0	0.0%
3,000円以上～ 4,000円未満	1	1.1%	2	2.3%
4,000円以上～ 5,000円未満	14	15.9%	5	5.8%
5,000円以上～ 6,000円未満	9	10.2%	8	9.3%
6,000円以上～ 7,000円未満	7	8.0%	8	9.3%
7,000円以上～10,000円未満	25	28.4%	14	16.3%
10,000円以上～15,000円未満	12	13.6%	18	20.9%
15,000円以上～20,000円未満	4	4.5%	11	12.8%
20,000円以上～25,000円未満	8	9.1%	6	7.0%
25,000円以上～30,000円未満	3	3.4%	2	2.3%
30,000円以上～35,000円未満	1	1.1%	4	4.7%
35,000円以上	2	2.3%	8	9.3%
計	88	100.0%	86	100.0%

※通常期：4,000円以上～6,000円未満 1件 10,000円以上～20,000円未満 1件 未回答1件

※繁忙期：6,000円以上～10,000円未満 1件 10,000円以上～25,000円未満 1件 未回答3件

【設問】免税点について

※「課題がある」と回答した場合、課題の内容については複数回答可

免税点を5,000円に設定した場合の課題		件数	割合
特に課題はない		60	65.9%
課題がある		30	33.0%
内訳	事務処理が難しくなる	19	63.3%
	宿泊料金により税額が異なることの説明が困難	17	56.7%
	その他	9	30.0%
	素泊まり料金の算出が難しい	3	10.0%

※未回答1件

（その他免税点に課題があると考え理由（自由記述））

- ・季節、曜日等によって宿泊料金変動するので、課税になる場合もあればならない場合もあり、一律の対応とならないため。
- ・一棟貸しのため宿泊人数によって一人当たりの料金が異なり、免税点があると一律での対応が難しくなる。
- ・公平性が担保されないので、免税点設定には反対。

【設問】 課税免除について

項目	①特に課題なし	②課題あり	①の割合	
課税免除導入における課題	70	17	80.5%	※未回答4件
課税免除を修学旅行に限定した場合における課題	78	9	89.7%	※未回答4件

（課税免除に「課題がある」と考える理由）

- ・対応するにはシステム改修が必要になる。
- ・課税免除に該当するかどうかを証明書などで確認しないといけなくなる。
- ・修学旅行かそれ以外かの判断が難しい。
- ・スポーツ大会等の学校行事は入湯税免除になっているので、宿泊税の課税免除との関係が問題になる。
- ・システムの管理を委託しているため、手続きに手間がかかる。
- ・修学旅行に限定しても、大会利用などの場合には旅行会社やエージェントから問い合わせや苦情が必ずある。

【設問】 事務負担軽減措置について（複数回答可）

期待する事務負担軽減措置	件数	割合
申告・納入などの事務の簡略化	63	69.2%
申告・納入の電子化	30	33.0%
事務負担に対する補助金	28	30.8%
導入時のシステム改修補助	21	23.1%
その他	5	5.5%

【設問】 宿泊税の制度設計に対する意見・要望

（宿泊税の制度について）

- ・他県での導入も進んでいるので、宿泊客からのクレーム等はないと思う。
- ・導入後しばらくはフロントスタッフや経理スタッフの負担が大きいですが、慣れれば問題ないと思う。
- ・宿泊税の導入に異論はないが修学旅行など以外で課税免除することには反対。
- ・宿泊人数によって課税か否かが分かれると対応困難になる。課税店と認定して、画一的に宿泊税を支払う対応をしてほしい。
- ・徴収事務の負担に対する経費負担をお願いします。

(宿泊税の使途等について)

- 宿泊税導入後の観光インフラのビフォーアフターの可視化、納税者のニーズの把握ができていれば問題ない。
- 宿泊税を誘客施策に使うならば、どのくらい訪問者が増える見込みなのかを説明してほしい。
- なぜ宿泊税が必要なのか、具体的に何に使うのか、費用対効果の検証結果はどうなのかを継続して情報提供してほしい。
- 観光振興や地域活性化のためという趣旨は理解できる。ただ、具体的な使途で宿や観光客への還元を示すようにしてほしい。
- 観光振興の観点から財源確保のために宿泊税を導入することには概ね賛成です。決定時には使途を明確に示して欲しいです。
- 宿泊客から徴収するならば観光地までの道路整備や除草など景観維持に使うべき。
- 観光をよりよく楽しんでもらえるよう、散歩コースになるような魅力的な町並みを作っていただきたい。
- 道路などインフラ整備を進めるのなら一定の理解はするが、効果の分からないマーケティングへの投入は反対。
- トイレ整備や渋滞対策では宿泊客数は増えない。観光業者や市民が希望を持てる施策を。

(その他のご意見について)

- 出雲の魅力をまだ発信しきれていないと思われるため、できれば宿泊税ではなく、他の税収を考えるべき。
- 導入時やそれ以降にかかる事務負担が大きく、なかなか賛同し辛い。
- 出雲市政をはじめ、地域住民の方にも良い影響が出ることを願います。

参考5 その他

価格帯別の宿泊者数の割合（R7観光動態調査 宿泊者数ベース）

価格帯	通常期	繁忙期
	割合	割合
～ 3,000円未満	0.14%	0.00%
3,000円 ～ 4,000円未満	0.01%	0.15%
4,000円 ～ 5,000円未満	1.75%	0.33%
5,000円 ～ 6,000円未満	3.52%	0.32%
6,000円 ～ 7,000円未満	2.03%	1.74%
7,000円 ～ 10,000円未満	50.82%	17.75%
10,000円 ～ 15,000円未満	21.04%	31.09%
15,000円 ～ 20,000円未満	1.03%	9.09%
20,000円 ～ 25,000円未満	14.87%	10.86%
25,000円 ～ 30,000円未満	0.38%	0.06%
30,000円 ～ 35,000円未満	3.51%	0.60%
35,000円以上	0.66%	24.72%
その他	0.24%	0.24%
合計	100%	100%

※第2回アンケート回答施設のR7観光動態調査 宿泊者数を価格帯ごとに合計し、全宿泊者数に占める割合を算出した。

但し、宿泊者数を把握できる観光動態調査協力施設のみが対象。

新たな観光財源 歳入見込み

【想定財政需要額2億3,000万円】

項目	第1回アンケートベース		第2回アンケートベース	
	金額	備考	金額	備考
宿泊税	1億7,600万円	(想定) 1人1泊200円 宿泊者数100万人 免税点5,000円の場合 免税点未満となる宿泊者 割合12%	1億9,600万円	(想定) 1人1泊200円 宿泊者数100万人 免税点5,000円の場合 免税点未満となる宿泊者 割合2%
駐車場料金	3,000万円	料金改定・新規徴収	3,000万円	料金改定・新規徴収
その他	2,400万円	寄附金、国・県補助金等	400万円	寄附金、国・県補助金等
合計	2億3,000万円		2億3,000万円	